



太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインの一部変更について

三重県県土整備部

三重県では、世界遺産を有する熊野川流域の景観保全の観点から、周辺景観との調和に配慮した太陽光発電施設が整備されるよう、三重県景観計画及び熊野川流域景観計画を変更し、**太陽光発電施設を届出対象行為に追加**しました。

これらの景観計画に基づき、三重県景観計画の区域内及び熊野川流域景観計画区域では、太陽光発電施設を設置する場合は、あらかじめ届出（審査あり）が必要です。

また、届出の受理の日から原則 30 日間（最大 90 日）行為に着手できませんが、着手できない期間を短縮できる場合があります。

詳細は三重県県土整備部都市政策課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/p0016000009.htm>

ステップアップトレーニング「賃貸基礎編（民法改正対応）」公開のお知らせ

改正民法の施行に伴い、令和 2 年 4 月より、e ラーニング研修においてステップアップトレーニング「賃貸基礎編」を一時的に停止しておりましたが、民法（債権法）改正についての講義追加や改定を行い、令和 3 年 2 月 1 日、「民法改正対応版」が公開されました。ぜひ、ご活用ください。



こちらから受講ください



四日市市 中小事業者等への新型コロナ支援制度のご案内

四日市市商工農水部

四日市市では、新型コロナウイルス感染症の第 3 波を乗り切るため、下記のとおり中小事業者等への独自の支援制度を創設し、四日市商工会議所と連携して実施しております。

1. テナント賃料支援金

- 概要 要：新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している市内のテナントを支援するため、1 月・2 月・3 月分賃料等の固定費の 1/2（月額上限 10 万円）を支給
- 申請期限：令和 3 年 5 月 31 日
- お問合せ：四日市市商工会議所 テナント賃料支援金事務局 電話 059-350-2525（土日祝日除く）

2. 新型コロナウイルス感染症防止対策支援金

- 概要 要：新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、市内の店舗等が感染防止対策を実施する際の消耗品（マスク、消毒液など）にかかる費用の 4/5（上限 10 万円）を支給
- 申請期限：令和 3 年 9 月 30 日
- お問合せ：四日市市商工会議所 新型コロナウイルス対策係 電話 059-352-8195（土日祝日除く）

※要件等詳細、申請の様式等は四日市商工会議所のホームページをご覧ください。

<http://www.yokkaichi-cci.or.jp/m01/coronashien/>

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。